

上山市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

令和8年8月(変更)

山形県上山市

目 次

第1部 計画変更にあたって	4
第1章 計画変更の経緯と目的	4
第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	6
第1節 対策の目的	6
第2節 対策の基本的な考え方	7
第3節 対策実施上の留意点	9
第4節 関係機関の役割	13
第5節 市行動計画の基本事項（主要7項目）	15
第3章 対策項目と横断的視点	16
第2部 各対策項目の考え方及び取組	21
第1章 実施体制	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	28
第3節 対応期	30
第3章 まん延防止	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	34
第3節 対応期	35
第4章 ワクチン	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	43

第3節 対応期	47
第5章 保健	52
第1節 準備期	52
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第6章 物資	55
第1節 準備期～ 初動期	55
第2節 対応期	56
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	57
第1節 準備期	57
第2節 初動期	59
第3節 対応期	60
【用語解説】	63

第1部 計画変更にあたって

第1章 計画変更の経緯と目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。日本でも多くの人々が感染し、重症化や死亡に至ったほか、医療現場のひっ迫や大規模なワクチン接種、さらには社会機能や経済活動が低迷して国民の生活に多大な影響を及ぼした。

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条により、国・県の行動計画に基づき、平成26年3月に上山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定し、これまで必要な対策を講じてきた。

しかしながら、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症（COVID19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者対応（以下「新型コロナ対応」という。）を通じて、感染拡大時のほか、医療提供体制、検査やワクチン接種体制の構築、関係機関の連携、市民への情報提供・共有のあり方等について、新たな課題が明らかになった。

病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、より万全な対策を行うため、令和6年（2024年）7月に、政府における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）改定、令和7年（2025年）10月には、「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が変更された。

このたび、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、医療分野のみならず、市全体で次なる感染症危機に備え、発生時には円滑に対応するため、本市行動計画を変更する。

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他幅広い呼吸器感染症も念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況でも対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本行動計画は、関係機関が共通の認識に立ち、市民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響

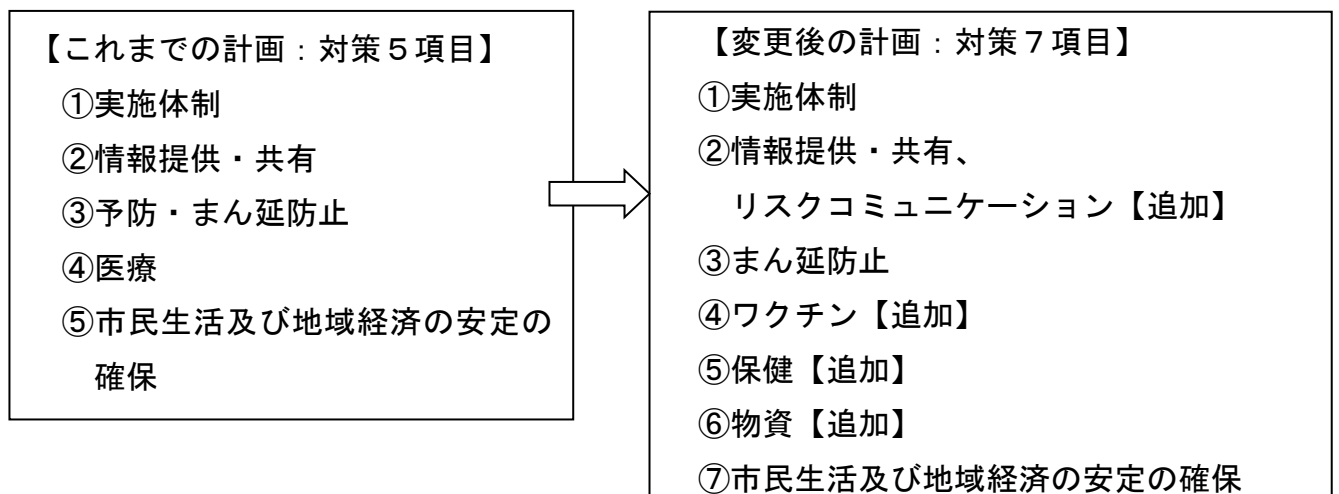
を最小限にとどめ、市民の生活安定と健康を確保するために、以下の計画との整合性を図りながら定めるものである。今後、国や県が行う政府並びに県行動計画の見直しや各種ガイドライン、マニュアル等の作成、変更等により、必要に応じて修正していくこととする。

- ・ 特措法第6条に基づく政府行動計画
- ・ 特措法第7条に基づく県行動計画
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第10条第1項に基づき県が策定する山形県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づく山形県保健医療計画（以下「医療計画」という。）

なお、市行動計画は、対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、充実を図る。

また、対象とする疾患は、幅広い呼吸器感染症を念頭に置きながら3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期を充実させる。

図1 市行動計画の変更前後の比較



【本計画が対象とする感染症】

本計画の対象とする感染症は、以下に掲げるとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症等で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止するのは不可能である。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、多くの市民が罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療機関のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として国及び県と連携をして対策を講じていく。

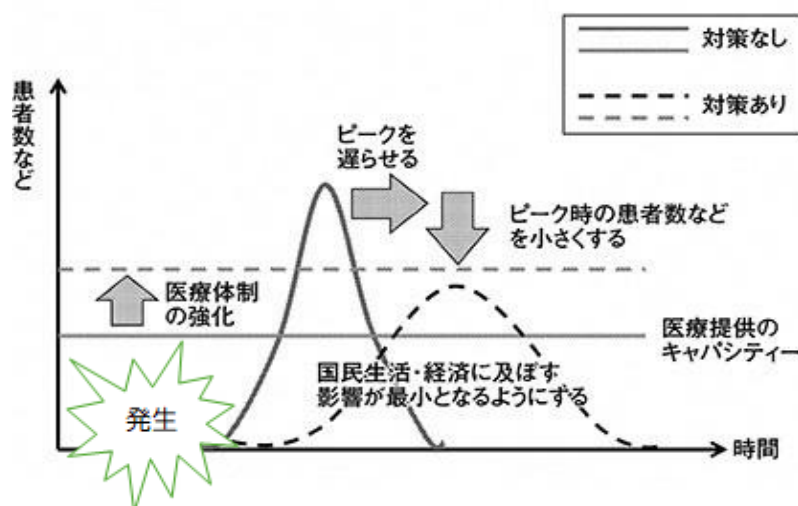
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- (1) 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- (1) 地域での感染対策等により、市内事業所全般の欠勤者の数を減らす。
- (2) 市役所内の業務継続計画の作成・実施等により、市民生活及び地域経済の安定に寄与するための業務の維持に努める。

図2 対策の効果 概念図



第2節 対策の基本的な考え方

1 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

表1 時期に応じた対策

時 期		対 策
準備期	発生前の段階	地域における医療提供体制の整備や、市民に対する啓発、また、市、事業者による業務継続計画等の策定、D Xの推進や人材育成、実践的な訓練等の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。海外で発生している段階で、国内の万全な体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等に協力することにより、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	1 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国や県と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 また、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。その際には、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。なお、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等、適宜見直しを行う。

対応期	2 県内・市内で感染が拡大し、病原性の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、事業者らは相互に連携して、医療提供体制の確保、市民生活や地域経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要がある。特に社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。そのため、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、県等との協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。 この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
	4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

2 社会全体で取り組む対策の重要性

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる必要がある。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関（特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 対策実施上の留意点

市は、特措法や関係法令、市行動計画等に基づき、国及び県、指定（地方）公共機関等と相互に連携を図り、特に次の点に留意する。

1 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立できるようにし、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（1） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（2） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内や県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう、体制整備を進める。

（3） 関係者・市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えを万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（4） 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

予防計画に基づく平時からの医療提供体制等の備えをはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（5） DXの推進、人材育成

医療関連情報の有効活用、国・県との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう努める。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たり、可能な限り科学的な根拠に基づき対応することとし、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価について考慮する。市においても、国・県によるリスク評価の仕組みを踏まえ、有事の際には、対策の切り替え等について市民に対し分かりやすく示すことに留意する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価等に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。国・県の当該方針の検討状況を注視しながら、有事における対策の切り替え等について市民に対し分かりやすく示すことに留意する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替え時期については、国・県が示すリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じ、個々の対策の切り替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場や健康を推進する機会をはじめ、様々な場面において活用して普及し、子どもを含め様々な年代の理解を深

めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国・県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請をはじめ、市民や事業者等への不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、すべての場合においてこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

「上山市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部長へ総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

社会福祉施設等において必要となる医療提供体制の確保や、病院・施設における感染対策等について、関係機関と平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

7 感染危機管理下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は国・県と連携し、発生地域における状況を適切に把握し、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存、公表する。

第4節 関係機関の役割

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びその他の諸外国との国際的な協力を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

2 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第18条の規定による国の基本的対処方針（以下「国の基本的対処方針」という。）に基づき、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

3 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対する広報・啓発、相談窓口の設置、ワクチンの接種や体制整備、学校等との連絡調整、高齢者、障がい者世帯等要配慮者に対する支援、食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分する。また、円滑な埋火葬のための体制整備、自宅療養者の生活の支援等の対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限に留める観点から、医療機関は、平時から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の構築を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、未発生期における業務計画及び事業継続計画を策定し、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、対策の推進と事業の継続を実施する。

6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。また、発生時には、その活動を継続するよう努める。

7 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策や重要業務の事業継続の準備を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある場合には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が望まれる。

8 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザと同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・換気等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品や常備薬等の備蓄を行うよう努める。発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第5節 市行動計画の基本事項（主要7項目）

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと、「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策基本項目とする。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 市民生活及び地域経済の安定の確保

第3章 対策の対策項目と横断的視点

発生段階ごとに記述するが、横断的な概要については表2のとおり。

表2 対策7項目の概要

項目	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	実践的訓練、 国・県等との連携強化	市対策本部の設置	職員の派遣・応援への 対応
2 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	情報提供・共有、 相談窓口等の設置準備	迅速かつ一体的な情報提供・共有、 偏見・差別等への対応	
3 まん延防止	基本的な感染対策の 普及	患者・濃厚接触者への 対応の確認	発生状況・重症化率等 に基づいた対策
4 ワクチン	予防接種への理解を 深める情報提供	接種体制の構築	接種開始、 健康被害救済
5 保健	研修・訓練の実施、 多様な主体との連携 体制の構築	有事体制への 移行準備	健康観察等への協力
6 物資	備蓄の準備・状況の確認、備蓄の供給		需給状況の確認、供給
7 市民生活及び 地域経済の安定の 確保	情報共有体制の整備、 衛生用品の備蓄等の 勧奨	事業継続に向けた 準備等の勧奨・要請	市民生活・地域経済 安定の確保に向けた 対応

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、多数の市民の生命・健康・地域経済活動に甚大な被害を及ぼすことから、国、県、市、医療機関、事業者等と多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。発生する前においては、市関係課（局）等の連携を確保しながら、情報の共有化を図る。

また、発生時には、平時における準備を基に、状況に応じた的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

さらには、必要に応じ市対策本部に準じた会議を開催し、流行に備え、感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報の共有化を図るとともに、相談窓口、広報、チラシ等で市民への注意、喚起を行う。

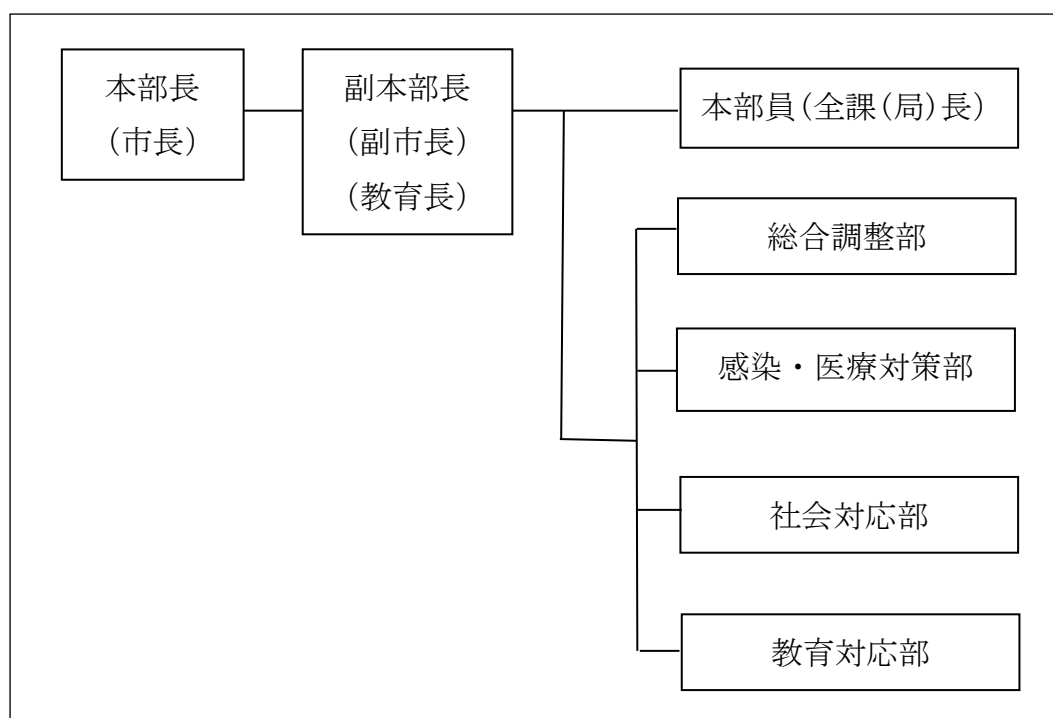
特に、市対策本部は、国が「緊急事態宣言」を発令した場合に、設置するものとし、

新型インフルエンザ等対策の総合的な対策を推進する。

(1) 上山市新型インフルエンザ等市対策本部

- ア 本部長 市長
- イ 副本部長 副市長、教育長
- ウ 本部員 全課（局）長
- エ 事務局 対策本部の事務局は庶務課に置く。
- オ 本部体制 図3 のとおり

図3 対策本部体制



カ 事務分掌

事務分掌は表３のとおりとする。ただし、発生状況に合わせ柔軟に対応するため、適宜、事務分掌の変更を行えるものとする。

表３ 事務分掌

【 ◎部長 】

部 名	担当課（局）	主な役割
総合調整部	◎庶務課 ・ 市政戦略課 ・ 財政課 ・ 議会事務局	情報の取りまとめ、各部の連絡調整、会議の開催、広報、職員等の状況把握、県対策本部への要請、業務継続計画の管理、市対策本部の設置など
感染・医療対策部	◎健康推進課 ・ 福祉課 ・ 子ども子育て課 ・ 市民生活課 ・ 消防本部 ・ 税務課 ・ 会計課 ・ 監査委員事務局	保健・医療情報の提供、発生状況の把握、医療体制の維持、ワクチン接種、移送、要援護者支援、埋火葬対策、廃棄物等の処理状況把握など
社会対応部	◎産業観光課 ・ 農林夢づくり課 ・ 建設課 ・ 上下水道課 ・ 農業委員会事務局	ライフラインの維持、食料・生活必需品流通確保、事業所・施設等における状況等把握、交通機関運行状況把握など
教育対応部	◎教育企画課 ・ 学校教育課 ・ 生涯学習課	学校等の臨時休業対策、教育施設の状況等把握など

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で国等が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、国、県、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備に努める。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済活動への影響の最小化に努める。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国は必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市は、県の支援を受け医療機関や関係団体等とともに平時から接種の具

体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、市は、各地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることに努める。

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが求められる。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や、発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、発生時には、市は、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行うほか、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生しまたはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市全体で取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関の連携を強化する。

2 所要の対応

(1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じ、見直していく。その際、市は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

《感染・医療対策部》

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら、業務継続計画を作成・変更する。

《総合調整部、関係部》

ウ 市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部（任意設置を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

エ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、関係部との連携強化や役割分担（「感染・医療対策部と総合調整部」等）に関する調整を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

オ 市は、県や医療機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

（３） 国・県及び関係機関との連携の強化

ア 市は、国・県や指定（地方）公共機関及び医療機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練等を実施する。

《感染・医療対策部、関係部》

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

《総合調整部、感染・医療対策部、関係部》

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《総合調整部》

イ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）2－（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《感染・医療対策部、関係部》

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を活用することを検討し、所要の準備を行う。

《関係部》

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア 職員の派遣・応援への対応

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

《総合調整部、関係部》

- (イ) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や県に対して応援を求める。

《総合調整部、関係部》

イ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を活用して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《関係部》

(2) 緊急事態措置の検討等について

ア 緊急事態宣言の手続き

市は、国（政府対策本部）が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令した場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《総合調整部》

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア 市対策本部の廃止

市は、国（政府対策本部）が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

《総合調整部》

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に実施するためには、市民や県、他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報及びその見方の共有等が重要である。市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進めていくことが求められている。具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

2 所要の対応

(1) 発生前における市民等への情報提供・共有

ア 感染症に関する情報提供・共有

(ア) 市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、市民に対して平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行うよう努める。また、市民への情報提供・共有方法や、各種情報に関する相談窓口設置等の相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、平時から検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるように努める。

《総合調整部、感染・医療対策部、関係部》

(イ) 市は国や県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮するよう努める。

《関係部》

(ウ) 市は平時から、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを念頭に、感染症に関する基本的な情報や感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染

症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

《関係部》

- (エ) 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、県や教育委員会等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもや保護者に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

《関係部》

イ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

《関係部》

(2) 発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に情報提供・共有を迅速、円滑に行うことができるよう、国・県の方針も踏まえ、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理するとともに、市民等が必要とする情報を把握し、さらなる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (イ) 市は、新型インフルエンザ等の県内発生時に実施するプレスリリースや記者会見等について、市民の冷静かつ的確な行動に結び付けられるよう感染状況に応じた公表方法等の在り方を平時から検討する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (ウ) 市は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する準備を進める。

《総合調整部、感染・医療対策部》

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に特性や対策等について状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて、情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、国・県から提供される、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等の情報に関して、市民が受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ検討した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、庁内関係部門、国・県の情報等を集約の上、一元的に総覧できるよう市ホームページ上にリンクを整える。

《総合調整部、感染・医療対策部》

ウ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して国・県が示す公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な

情報提供・共有を行う。

《感染・医療対策部》

エ 市は、国・県から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関等に周知する。

《感染・医療対策部》

オ 市は、県から住民への情報提供に努めるよう要請を受けた時は、特に、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法があることを周知するよう努める。

《感染・医療対策部》

(2) 情報提供・共有体制の構築等

ア 市は、国・県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けの相談窓口の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 市は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、準備期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のため、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民が、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、国・県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《関係部》

イ 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、初動期に立ち上げた各種情報を一元的に総覧できるようホームページ上にリンクを整えつつ、感染状況の変化や、国や県等における対応の切り替え等を踏まえ、市民に必要な最新情報を迅速に更新する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

ウ 市は、準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえ、情報提供・共有を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

エ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して国・県が示す公表基準等も踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

《感染・医療対策部》

オ 国・県から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、医療機関等に周知する。

《感染・医療対策部》

カ 市は県からの要請を受けて、住民への情報提供を強化する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触外来、医療体制等について周知を図る。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(2) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

ア 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等を通じて、情報を受け取る側の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

《関係部》

イ 市は、国・県が作成する市町村向けのQ&A等を活用し、相談窓口を継続する。

《関係部》

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護するため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

ア 市は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《感染・医療対策部、関係部》

ウ 市は、県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への市民の理解促進を図る。

《関係部》

エ 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別が付きにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、市は、平時から、市民に対して通常の予防接種が重要である旨周知する。

《感染・医療対策部》

オ 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通物流に影響が出ることも予想されることから、市は県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

カ 小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所施設等（以下「学校等」という。）における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応について検討する。

《感染・医療対策部・教育対応部》

（２） 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

ア 市は、国や県からの要請を受けて、地区会等と連携して、独居または夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう検討する。

《感染・医療対策部》

イ 市は、国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。

《感染・医療対策部》

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

(1) 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《関係部》

ア 市は県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(2) 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

市は県から要請を受け、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

2 所要の対応

(1) 基本的な感染対策等に係る市民への要請等

ア 市は、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 感染・発病が疑われる場合には、県や市が設置した相談窓口に問い合わせのうえ、指示に従って受診するよう周知する。

《感染・医療対策部》

ウ 感染拡大時において外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(2) 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

ア 市は、国や県からの要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。

《感染・医療対策部》

イ 市は、国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図り周知する。

《感染・医療対策部》

ウ 市は、国や県からの要請を受け、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提

供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を図る。

《感染・医療対策部》

エ 市は、国や県からの要請を受け、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。

《感染・医療対策部》

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、県や医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

2 所要の対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、表4を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合は医師等のアドバイスも受け速やかに確保できるよう準備する。

《感染・医療対策部》

表4 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

《感染・医療対策部》

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練等を平時から行う。

《感染・医療対策部》

イ 特定接種

- (ア) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等については、当該地方公務員等の所属する県または市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、市は、県と連携し、平時から接種体制の構築を図る。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (イ) 特定接種の対象となり得る市職員については、対象者を把握し、国に人数を報告する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

ウ 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (ア) 市は、国や県等の協力を得ながら、居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

A 市は、住民接種については、国や県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシ

ミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- (A) 接種対象者数
- (B) 市の人員体制の確保
- (C) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- (D) 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- (E) 接種に必要な資材等の確保
- (F) 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- (G) 接種に関する市民への周知方法の策定

B 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市または県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表5 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）× 2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

C 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。

D 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、当該医師会等が運営を行うことも可能である。

《感染・医療対策部》

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

《感染・医療対策部》

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《感染・医療対策部・教育対応部》

(4) 情報提供・共有

ア 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

《感染・医療対策部》

イ 市における対応

市は、県の支援を受けながら定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

《感染・医療対策部》

ウ 衛生部局以外の分野との連携

市の感染・医療対策部は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び感染・医療対策部以外の分野、社会対応部、教育対応部、総合調整部等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、感染・医療対策部は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

《感染・医療対策部・関係部》

(5) DXの推進

ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

《感染・医療対策部》

イ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

《感染・医療対策部》

ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるようにする。また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機

関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

《感染・医療対策部》

第2節 初動期

1 目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

2 所要の対応

(1) 接種体制の構築

ア 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《感染・医療対策部》

イ ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節2(1)表4において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

《感染・医療対策部》

(2) 接種体制

ア 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

《感染・医療対策部》

イ 住民接種

(ア) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

《感染・医療対策部》

(イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務担当課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う課も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作

成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

《感染・医療対策部》

- (オ) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

《感染・医療対策部》

- (カ) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市または県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

《感染・医療対策部》

- (キ) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

《感染・医療対策部》

- (ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。

《感染・医療対策部》

- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製

剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

なお、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、表6のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

《感染・医療対策部》

表6 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

(コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講ずる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

《感染・医療対策部》

(サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープやパーテーションなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

《感染・医療対策部》

第3節 対応期

1 目的

国・県と連携して、準備期及び初動期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

(1) ワクチンや必要な資材の供給

ア 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

《感染・医療対策部》

イ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

《感染・医療対策部》

ウ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を通して管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を依頼する。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することや偏って発注等を行っていることが原因であることが少なからずあるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行ってもらふ。

《感染・医療対策部》

(2) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

ア 特定接種

(ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人

の同意を得て特定接種を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 住民接種

(ア) 予防接種体制の構築

- A 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- B 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- C 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- D 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- E 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入所する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も視野に入れる。
- F 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当課等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《感染・医療対策部》

(イ) 接種に関する情報提供・共有

- A 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- B 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- C 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページやSNSを活用して周知する

こととする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(ウ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当課等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《感染・医療対策部》

(エ) 接種記録の管理

市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《感染・医療対策部》

(3) 健康被害救済

ア 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。

《感染・医療対策部》

ウ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

《感染・医療対策部》

(4) 情報提供・共有

ア 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国や県が情報提供・共有する予防接

種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

《感染・医療対策部》

イ 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

ウ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

《感染・医療対策部》

エ 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

オ 住民接種に係る対応

（ア） 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

《感染・医療対策部》

（イ） 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- A 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まる。
- B ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- C ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- D 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

《感染・医療対策部》

（ウ） これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

- A 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることに努める。
- B ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることに努める。

C 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることに努める。

《感染・医療対策部》

第5章 保健

第1節 準備期

1 目的

市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、県等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

県や保健所においては、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。

このため、市においても、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

2 所要の対応

(1) 人材の確保及び連携体制

ア 人材確保と派遣対応

県から感染症対応可能な専門職を含む、人材の確保のための有事における応援の要請があった際を想定し、人員が確保できるよう体制を構築する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 連携体制の継続

医師会等の協力のもと、新型インフルエンザ等の診療体制や検査体制の確保のために、県や医師会等との連携体制を確認する。

《感染・医療対策部》

第2節 初動期

1 目的

市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2 所要の対応

(1) 主な対応業務の実施

ア 人材確保と派遣対応

準備期に掲げた内容に基づき迅速に実施する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 連携体制の継続

準備期に掲げた内容に基づき迅速に実施する。

《感染・医療対策部》

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市行動計画において、準備期に整理した関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

2 所要の対応

(1) 主な対応業務の実施

ア 健康観察及び生活支援

(ア) 市は、県が実施する健康観察に協力する。

《感染・医療対策部》

(イ) 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

《感染・医療対策部》

第6章 物資

第1節 準備期～ 初動期

1 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

《総合調整部、感染・医療対策部》

第2節 対応期

1 目的

準備期、初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に対応する。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、必要な準備を行うことで、発生時に市民生活と地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《総合調整部、関係部》

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《総合調整部、感染・医療対策部》

イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(5) 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当課等の関係機関との調整を行うものとする。また市は、県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(2) 業務継続に向けた準備等の要請

市は、県からの要請により業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2 所要の対応

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

《総合調整部、感染・医療対策部、教育対応部》

イ 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《感染・医療対策部》

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《教育対応部》

エ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《関係部》

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、

市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《関係部》

- (ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《総合調整部、関係部》

- (エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《関係部》

オ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (イ) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (ウ) 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (エ) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (オ) 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (カ) 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合は、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

《総合調整部、感染・医療対策部》

- (キ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

《総合調整部、感染・医療対策部》

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等の発生・拡大や新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《関係部》

イ 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

《総合調整部、社会対応部》

【用 語 解 説】

※五十音順

○ インフルエンザウイルス

人に感染するインフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／H1N1、A／H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

○ 基本的対処方針

特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○ 業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

○ 緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○ 緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等か

ら外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○ 緊急物資

特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、およびキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の2つの種類がある。

○ 個人防護具

(Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ 指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○ 住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

○ 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ 特定物資

特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由

のある者」が該当。) 。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

○ Vaccine Hesitancy

ワクチン忌避・躊躇